

高齢者や体の不自由な人を災害から守る

避難行動要支援者支援制度

東日本大震災の教訓を今後に生かし、災害対策の強化を図るため、平成25年6月に災害対策基本法が改正されました。この中で、市町村に避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられるなど、円滑かつ安全な避難を確保するための措置の拡充等がなされました。

避難行動要支援者支援制度とは？

市では、平成26年度より災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障がい者の方などを事前に把握し、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、平常時からその名簿情報を地域の避難支援等関係者に提供することで、災害時における避難支援や安否確認等に役立ててもらえるようにしています。

1. 避難行動要支援者名簿への登録対象者

生活の基盤が自宅にある方のうち、家族等の支援が困難で避難するために何らかの助けを必要とする以下の人

- ① 介護保険の要支援・要介護認定者
- ② 身体障がい者（障がい等級が1級から2級までの人）
- ③ 知的障がい者（A判定の人）
- ④ 精神障がい者（障がい等級が1級の人）
- ⑤ 障害者総合支援法による市の障がい福祉サービス等を受けている難病患者
- ⑥ 高齢者（75歳以上）のみの世帯の人
- ⑦ その他災害時の支援が必要と認められる人（自ら名簿の登録を希望する人など）



例) 家族と同居しているが、昼間は1人になる高齢者の方などで、自ら避難することが困難な方

2. 避難支援等関係者

- 自治会・町会 ●自主防災組織 ●民生委員・児童委員 ●地区福祉委員
- 消防本部・消防団 ●市社会福祉協議会

3. 避難支援等関係者へ提供する名簿情報

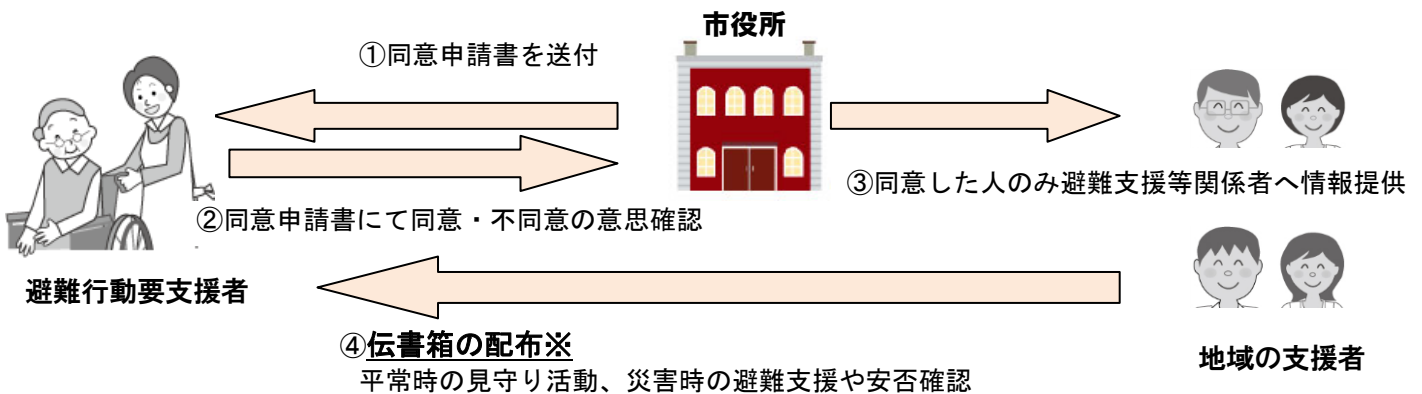
- 氏名 ● 生年月日 ● 性別 ● 住所 ● 電話番号 ● 避難支援などを必要とする事由

4. 避難行動要支援者名簿情報提供にかかる同意申請書の送付について

避難行動要支援者名簿への登録対象者を市が抽出し、新たに対象となった人に対して同意申請書を毎年2月頃に送付します。

※ 市からの文書が届かない人で、自ら名簿の登録を希望する人は、お申し出いただければ、同意申請書を送付させていただきます。

5. イメージ図



※ 伝書箱とは、救急隊などが避難行動要支援者宅に駆け付けた際、救護のために、避難行動要支援者の情報をいち早く正しく得るためのものです。
(民生委員・児童委員の協力を得て、配布しています。)

6. 避難行動要支援者の皆様へ

災害時等における避難支援については、地域の支援者の善意による地域活動として可能な範囲で行っていただくものです。

7. 避難支援等関係者の皆様へ

災害時において、消防署をはじめとする行政機関や消防団などが行う避難誘導等の公的支援には、おのずと限界があります。また、避難行動要支援者にとっては、実際に災害が発生した時の避難支援や安否確認は地域住民による支援が最も有効とされています。

避難行動要支援者に対する避難支援等について趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

※災害発生時には、避難支援者ご自身やご家族の生命・安全を守ることが第一となります。

支援については、可能な範囲でお願いするものであり、避難誘導等に関して責任を伴うものではありません。

問い合わせ先 ☎ 0721-53-1111

【制度全般】 危機管理課 【介護認定者の関係】 介護保険課

【障がい者の関係】 障がい福祉課 【高齢者の関係】 地域福祉高齢課